

## 救急患者輸送費補助

### 1. 概要

- 救急患者を玉野市などに搬送した場合、その輸送費を補助します。

#### 《補助の具体的事例》

- ア. 役場で実施している救急搬送を利用した場合のマリntaxi代（片道）、スクールボート代（片道）又はフェリー代（片道）
- イ. 医師が救急患者と認める場合であって、個人で搬送した場合のマリntaxi代（片道）、スクールボート代（片道）又はフェリー代（片道）

### 2. 対象救急患者

- (1) 直島町に住所を有する者で医師に救急患者と認定された者
- (2) 直島町に住所を有する者の3親等以内の親族で救急患者と認定された者  
(これは町外にいる3親等以内の方が法事又は遊びにきているとき等に、その方が救急患者になったときを想定しています。)

### 3. 対象輸送費

- (1) 救急患者を輸送するための船舶の借上料（マリntaxi代、スクールボート代等）
- (2) 救急患者を輸送するためのフェリーの経費

### 4. 請求できる方

- (1) 救急患者本人
- (2) 救急患者と同居の親族

### 5. 必要書類と提出先

- (1) 申請書に必要事項を記入・押印の上、領収書を添付して、役場総務課へ提出してください。  
(申請書は役場総務課、福祉センター及びふれあい診療所に置いています。)
- (2) 医師記入欄は、診察してもらった医師に証明してもらってください。(実費負担)

### 6. その他

- お問い合わせは、役場総務課（892-2222）までお願いします。